(陳受R4第13号)

令和5年度税制改正に関する提言について

受理年月日	令和4年12月2日
陳情者	光市島田四丁目 14 番 15 号 公益社団法人光・熊毛郡法人会 会長 東 日出夫

陳情の要旨

私ども法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

本会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

つきましては、提言の趣旨を充分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配 慮を賜りますようお願い申し上げます。

※令和5年度税制改正に関する提言:別紙参照

令和5年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

≪基本的な課題≫

|Ⅰ. 税・財政改革のあり方|

我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破した。地方を合わせると長期債務残高は国内総生産(GDP)の2倍以上に達している。コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

具体的には、政府保有株式売却や復興を目的とした付加税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に、一般会計と区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ禍はまさに国難であり、国民が連帯し幅広く負担することが求められよう。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたうえで、真っ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。

1. 財政健全化に向けて

我が国経済はコロナウイルスとの共生段階に入り、財政運営は"平時"に戻ることになる。その際、最も重要なのは失われた財政規律の回復である。未曽有の国難に財政が対応することは当然のことだが、使途が不明確な多額の予備費や膨大な使い残しが生じた予算編成の実態を考えれば、これを検証することが極めて重要なのである。

とくに問題なのは、この歳出の大半が数次にわたる補正予算で編成されたことである。本年4月に取りまとめたロシアのウクライナ侵攻などを背景とする物価 上昇対応を中心とした緊急経済対策も補正予算によるものだった。

補正予算は当初予算に比べてより機動的に編成できるメリットがあるが、一方では国民の目が届きにくく、国会でも議論が不足がちになる。このため、政府は往々にして当初予算を抑制気味に編成し補正で歳出を膨らますという傾向が強かった。その手法が批判され補正の規模は縮小されてきたが、今般のコロナ禍によ

り異常な規模で復活してしまったのである。

財政健全化の目標も後退した印象がある。「骨太の方針2022」では、昨年復活した国と地方のPB黒字化の目標年限である「2025年度」が再び姿を消したのである。「これまでの財政健全化目標に取り組む」との表現で間接的に年限を担保しているものの、腰が引けた姿とみられても仕方ないだろう。

本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には5千億円の赤字が残るとしている。しかし、これは新たな税財政改革を想定していない試算である。政府が本気で改革に取り組めば2025年度の黒字化達成は十分に可能といえる。

ただ、新たに留意すべき財政需要としては防衛費がある。「骨太の方針2022」では「5年以内の防衛力抜本強化」が盛り込まれた。ロシアのウクライナ侵攻と覇権主義的動きを強める中国を念頭に置けば、防衛費の大幅増加は避けられまい。財政健全化とどう両立させるのか、岸田政権の手腕が問われよう。

これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入 の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易 に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず に分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実 行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な 影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による 過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、 株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策 は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、 副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題に直面している。社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、2022年度の約131兆円から190兆円に膨張する見込みである。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

団塊の世代は本年度から後期高齢者入りした。この世代がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が始まったのである。しかし、政府が前述した改革に本気で取り組んでいるとはいえない。

また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

本年が2年に一度の改定年にあたった診療報酬では、期待された「本体」(医師の人件費等)引き下げが逆に引き上げとなり、それを「薬価」引き下げでカバーし、全体としては引き下げるという従来手法でお茶を濁した。これでは見せかけの改革といわれても仕方あるまい。

コロナ禍で表面化した急性期医療の脆弱さも診療報酬と無関係ではない。診療報酬は不足する感染症などの専門医を含む病院の勤務医と開業医の医療行為の点数配分が同じであり、激務の分野はどうしても敬遠されがちとされる。都市と地方や診療科によって医師が偏在しているのも報酬の配分に問題があるからといわれる。

さらに、開業地域も診療科にも規制がない我が国独特な自由開業制度がこうした偏在傾向を助長していることに目を向けるべきである。欧米では何らかの規制を行っており、例えばドイツには開業地域や診療科ごとに医師の定員を設ける人的規制がある。診療報酬が税金と保険料を原資としていることを考えれば、行政が厳しく管理するのは当然ともいえる。規制すべきところは規制し、緩和すべきところは緩和する。それが真の改革である。今後も発生するであろうパンデミックに備えるためにも、抜本的な医療制度改革に取り組む必要がある。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、 抜本的な施策を実施すべきである。

- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制 改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性 を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新 目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成 する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者と そうでない者とにメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり 方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給 の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物 給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与 できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。 また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財 源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、 経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。 また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行 われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な 問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括 して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

国民がコロナ禍に苦しんできたなかで、依然として国民感情を逆なでするような政治や行政の問題が続出している。キャリア官僚による給付金詐欺や国会議員の文書通信交通滞在費問題などである。文通費は一人月額100万円が無条件で支給されてきたもので、世論の批判を受けて日割り制にしたが、使途の透明性が確保されないなど、改革はお手盛り的に終わったといわざるを得ない。

昨年のデジタル庁、来年4月の「こども家庭庁」など官庁の創設が目立っているが、これについても行革の視点から注文をつけておきたい。

我が国のデジタル化の推進は官民共に重要な課題である。コロナ禍で表面化した政府と地方間、省庁間、さらに行政と国民の間での意思疎通の欠如や情報共有

の混乱なども、デジタル化の立ち遅れが大きな理由といわれている。こうした問題に対応するには縦割り組織を横ぐしに刺す形のデジタル庁の存在は必要であろうが、この組織を機能させるのは容易ではなく政治の強力なリーダーシップが求められる。「こども家庭庁」も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うというが、肝心の「幼保一元化」問題には後ろ向きである。また、必要な安定財源の確保策についても明確ではない。

官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。新官庁が機能せずただ屋上 屋を重ねるだけでは大きな政府に道を開くことになる。国民の厳しいチェックが 必要である。

そして、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず 隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策に ついて、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した 賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

それにはマイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要である。その最も有効な手段はマイナンバーカードの健康保険証利用といわれる。「骨太の方針2022」では、令和6年度中を目途に保険証利用について選択制を導入し、さらには保険証の原則廃止を目指すこととしている。まずはこれを着実に実行せねばならない。

また、各種行政サービスの手続きをワンストップ化、さらに、e-Taxやe LTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの 簡略化もカード普及に有効である。制度の運用に当たっては、年金情報流出問題 などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護な ど、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。今後の最重要課題は社会保障と税、災害対策となっている現在の利用範囲をどこまで広げるかである。先進国の例も参考に広範な国民的議論が必要である。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性――などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済に甚大な打撃を与えたコロナ禍は最悪期を脱し、コロナとの共生段階に入ったとされる。すでに米欧は社会経済活動を本格再開したが、その副作用とロシアのウクライナ侵攻の影響により、エネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇に見舞われ、我が国もその流れに飲み込まれた。

アベノミクスで数少ない成功例といわれる「円安・株高」の構図も、日米金利差による急激な円安が輸入物価の上昇を助長するというデメリットに転じた。しかし、米国と違って景気が低迷する我が国は長期金利を0%程度に抑える政策を転換できないジレンマに陥った。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」という「新しい資本主義」を 打ち出し、その具体的政策として「人への投資」や「スタートアップ」「デジタルトランスフォーメーション」「グリーントランスフォーメーション」への投資など、 社会課題の解決を成長のエンジンに転化する方針を掲げた。その方向性は是とす るものの、従来政策に手を加えただけのものも少なくなく説得力に欠ける印象が 強い。

アベノミクスで中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革に取り組む姿勢も見られないし、資産所得倍増構想もNISAの活用などでは力不足であろう。積みあがった企業の膨大な内部留保を投資や賃上げ、配当にどう向かわせるかという近年の宿題も残ったままである。

一方、覇権主義的動きを強める中国を念頭に置いた「経済安全保障」を、より前面に打ち出したことは注目に値する。防衛力の抜本強化については財政との関連で触れたが、経済安保は先端技術の流出防止や半導体など戦略物資の供給網強靭化を目的としている。ロシアのウクライナ侵攻とこれに伴う対ロ経済制裁のような事態が、アジアでも生じかねないという強い懸念があるからであろう。米国主導で我が国も主要参加国となったインド太平洋を対象とする緩やかな経済連携を目的としたIPEFも、実態は対中経済安保である。経済界もこうした国際的

パラダイム変化に対応して行かねばなるまい。

指摘したように、我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として 苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算 入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得す

る償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用する に当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が 迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減 災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、 令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに 大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくな れば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的 大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業 承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度 適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める 必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相

場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう 制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必 要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格 の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を とるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。 消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に 対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。 特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となってお り影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中 小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を 含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾を ひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下で も病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決でき る問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得まい。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対応でもそうだったが、地方よりはるかに財政が悪化している国に多くの財源を依存しているような体質では、いつまでたっても自立・自助の精神は確立できない。

「ふるさと納税制度」については、昨年度の納税が約8,302億円と過去最高を記録したこともあり、地方活性化と財源確保の切り札であるかのような議論がある。しかし、これは過度な返礼品競争が依然として続いている結果といわれており、本来の地方活性化策である新たな地場技術や独自のビジネス手法の開発とは乖離した安易な手法と言わざるを得ない。

そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国 平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要 がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業 の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政 に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一 層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬について も日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と 課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税 手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減(2013年度比)する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。また、ロシアのウクライナ侵攻を契機にした世界的なエネルギー需給構造の変化も見られる。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく 負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途につい ても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果 たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとよ り、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

≪税目別の具体的課題≫

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とく に年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、 本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞 化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、 所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。 とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を 図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・ 行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上 の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税·贈与税関係

(1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要はあるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に 応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等 の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討すること が必要である。

- (2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。
 - ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - ②相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に 見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、 長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安 易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮する とともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきでは ない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の 調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和4年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

国税電子申告 (e-Tax) の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告 (eLTAX) とのシステム連携を図る必要がある。

≪個別法令・通達関係≫

I. 法 令 関 係

1. 法人税関係

[無形減価償却資産]

(1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、 技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[引当金の損金算入]

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。
 - ①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであること から、その繰入について損金算入を認めること。
 - ②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

(3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償 却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとし、 損金算入を認めること。

[耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

(4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税 額控除制度を設けること。

「法人税の延納〕

(5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。

[申告書の提出期限]

(6)会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難 であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内 (現行2か月以内)とすること。

2. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

(1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

(2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

(3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を 300万円(現行200万円)に引き上げること。

「源泉納付]

(4)源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

(1)保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法 定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、 1,000万円に引き上げること。

「相続財産からの控除】

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

(3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

(4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63

年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

(1)消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限 に合わせ、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

[消費税の届出書の提出期限]

(2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限(現行は課税期間の開始日の前日)まで延長すること。

5. 印紙税関係

「印紙税】

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に 伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠く ので廃止すること。

6. 地方税関係

[固定資産税]

(1)建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施し、資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税は減免すること。

[法人事業税]

(2)資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人 事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなってい るが、この制度を廃止すること。

[申告書等様式]

(3) 事務の効率化に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

(4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

Ⅱ. 通 達 関 係

1. 法人税関係

[修繕費]

- (1)資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、 修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。
 - ①修理・改良等に要した金額が100万円(現行60万円)に満たない場合
 - ②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%(現行10%)相当額以下である場合

[借地権]

(2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金 利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

2. 相続税関係

[取引相場のない株式の評価]

類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。